

**原子力問題調査特別委員会  
令和7年5月15日**

原子力問題に関する件  
原子力のいわゆるバックエンドに係る諸問題

アドバイザリーボード会員 石橋哲 提出資料

# 「アドバイザリー・ボードの設置について」の変化

令和6年11月28日改訂版

## アドバイザリー・ボードの設置について

平成 29 年 5 月 25 日  
原子力問題調査特別委員会理事会  
(第 216 回国合) 令和 6 年 11 月 28 日  
原子力問題調査特別委員会理事会議案

### 1. アドバイザリー・ボードの設置

有識者による衆議院原子力問題調査特別委員会の助言機関として設置する。

### 2. 名称

衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボード

### 3. 設置目的

衆議院原子力問題調査特別委員会の活動等について、専門的見地から助言を得るため、設置することとする。

### 4. 設置期間

会期ごとに設置（閉会中審査手続きを経た場合は、閉会中を含む）。

### 5. アドバイザリー・ボード会員の員数、人選、会長選出方法、任期、待遇等

・員数… 7 名（会長 1 名、会員 6 名）

・人選… 各会派からの推薦（与党 4 名、野党 3 名）に基づき、理事会等の協議により選任し、委員長が委嘱する。

・会長選出方法… 理事会等の協議により選任し、委員長が指名する。

・任期… 委嘱された国会の会期終了日まで（閉会中審査手続きを経た場合は、次国会の召集日前日まで）。

・待遇等… 参考人として委員会へ出席した場合、議院に出席する証人等の旅費及び日当に関する法律等の規定により、旅費、日当を支給する。

勉強会（理事会等において、所管事項に關し有識者から意見を聽取するもの）へ出席した場合、参考人として委員会へ出席した際の旅費、日当に準じ、謝金を支給する。

### 6. アドバイザリー・ボードの活動

以下の方法により、会員の専門的知見に基づき助言するものとする。

・勉強会に出席し、意見陳述や委員からの質疑に対する応答を行う。

・委員会に参考人として出席し、意見陳述や委員からの質疑に対する応答を行う。

※ペーパーでのアウトプットは求めない。

※テーマについては理事会等で協議。

※勉強会の議事録は録らない。

※勉強会への委員以外の議員の出席については、理事会等で協議。

※委員部職員が日程調整、参考人招致等の事務手続、会場設営等を行う。アドバイザリー・ボードの活動に關し、調査室、国会図書館等への依頼が必要な場合においては、原子力問題調査特別委員から依頼を行う。

令和7年4月3日改訂版

## アドバイザリー・ボードの設置について

平成 29 年 5 月 25 日  
原子力問題調査特別委員会理事会  
(第 217 回国合) 令和 7 年 4 月 3 日改定  
原子力問題調査特別委員会理事会議案

### 1. アドバイザリー・ボードの設置

有識者による衆議院原子力問題調査特別委員会の助言機関として設置する。

### 2. 名称

衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボード

### 3. 設置目的

衆議院原子力問題調査特別委員会の活動等について、専門的見地から助言を得るため、設置することとする。

### 4. 設置期間

会期ごとに設置（閉会中審査手続きを経た場合は、閉会中を含む）。

### 5. アドバイザリー・ボード会員の員数、人選、任期、待遇等

・員数… 7 名

・人選… 各会派からの推薦（与党 4 名、野党 3 名）に基づき、理事会等の協議により選任し、委員長が委嘱する。

・任期… 委嘱された国会の会期終了日まで（閉会中審査手続きを経た場合は、次国会の召集日前日まで）。

なお、最初の委嘱<sup>※</sup>から 3 年を経過するまでは、国会会期ごとの設置にあたって再任することを原則とする。ただし、退任の意向があつた会員は再任しない。また、理事会等における協議により最初の委嘱から 3 年を超えて再任することを妨げない。

※第 217 回国会以前から委嘱の会員については、令和 7 年 1 月を最初の委嘱とみなす。

・待遇等… 参考人として委員会へ出席した場合、議院に出席する証人等の旅費及び日当に関する法律等の規定により、旅費、日当を支給する。

勉強会（理事会等において、所管事項に關し有識者から意見を聽取するもの）へ出席した場合、参考人として委員会へ出席した際の旅費、日当に準じ、謝金を支給する。

### 6. アドバイザリー・ボードの活動

以下の方法により、会員の専門的知見に基づき助言するものとする。

・勉強会に出席し、意見陳述や委員からの質疑に対する応答を行う。

・委員会に参考人として出席し、意見陳述や委員からの質疑に対する応答を行う。

※ペーパーでのアウトプットは求めない。

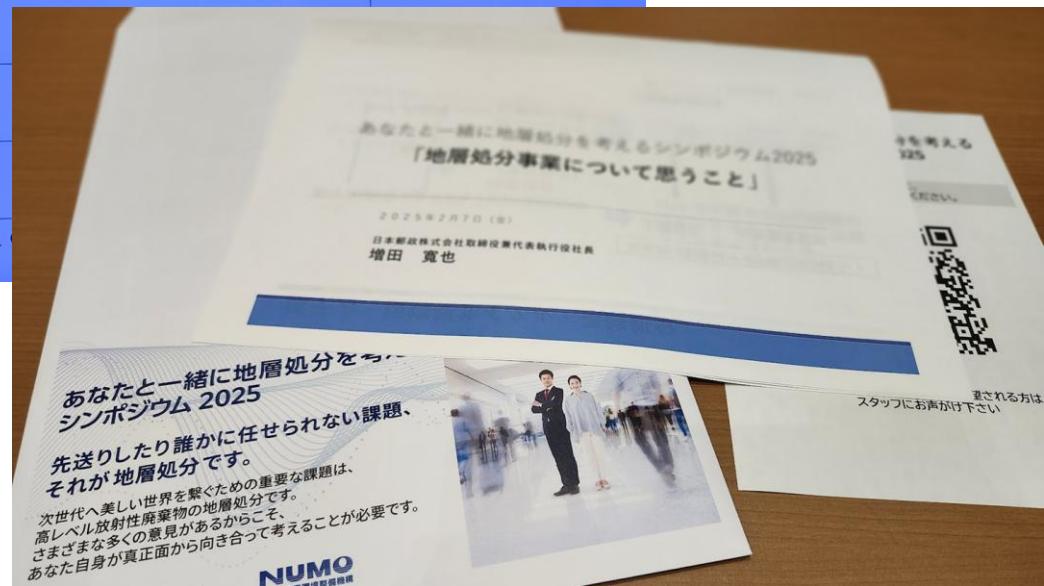
※テーマについては理事会等で協議。

※勉強会の議事録は録らない。

※勉強会への委員以外の議員の出席については、理事会等で協議。

※委員部職員が日程調整、参考人招致等の事務手続、会場設営等を行う。アドバイザリー・ボードの活動に關し、調査室、国会図書館等への依頼が必要な場合においては、原子力問題調査特別委員から依頼を行う。

出典：「アドバイザリー・ボードの設置について」衆議院原子力問題調査特別委員会理事会議案。石橋加工。



## 250227「あなたと一緒に地層処分を考えるシンポジウム 2025」

出典：石橋撮影

# 「無意識の暴力」

出典：石橋作成

# 国会事故調報告 結論と提言

## 【問題解決に向けて】

本事故の根源的原因は「人災」であるが、この「人災」を特定個人の過ちとして処理してしまう限り、問題の本質の解決策とはならず、失った国民の信頼回復は実現できない。これらの背後にあるのは、自らの行動を正当化し、責任回避を最優先に記録を残さない不透明な組織、制度、さらにはそれらを許容する法的な枠組みであった。また関係者に共通していたのは、およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心であり、世界の潮流を無視し、国民の安全を最優先とせず、組織の利益を最優先とする組織依存のマインドセット（思いこみ、常識）であった。

当委員会は、事故原因を個々人の資質、能力の問題に帰結させるのではなく、規制される側とする側の「逆転関係」を形成した真因である「組織的、制度的問題」がこのような「人災」を引き起こしたと考える。この根本原因の解決なくして、単に人を入れ替え、あるいは組織の名称を変えるだけでは、再発防止は不可能である（提言 4、5 及び 6 に対応）。

出典：平成24年7月5日 国会事故調報告書

# 透明性の確保



# 公開性の担保

出典：石橋作成

# 【国会事故調で扱わなかつた事項】

## 【当委員会で扱わなかつた事項】

設置に際し、委員会法10条各号により我々に課せられた課題解決を最優先とするため、以下の点については、今回の調査の対象外とした。

1. 日本の今後のエネルギー政策に関する事項（原子力発電の推進あるいは廃止も含めて）
- 2. 使用済み核燃料処理・処分等に関する事項**
3. 原子炉の実地検証を必要とする事項で、当面線量が高くて実施ができない施設の検証に関する事項
4. 個々の賠償、除染などの事故処理費用に関する事項
5. 事故処理費用の負担が事業者の支払い能力を超える場合の責任の所在に関する事項
6. 原子力発電所事業に対する投資家、株式市場の事故防止につながるガバナンス機能に関する事項
7. 個々の原子力発電所の再稼働に関する事項
8. 政策・制度について通常行政が行うべき具体的な設計に関する事項
9. 事故後の原子炉の状況の把握及び廃炉のプロセスに関する事項、発電所周辺地域の再生に関する事項
10. その他、委員の合意によって範囲外と決めた事項等

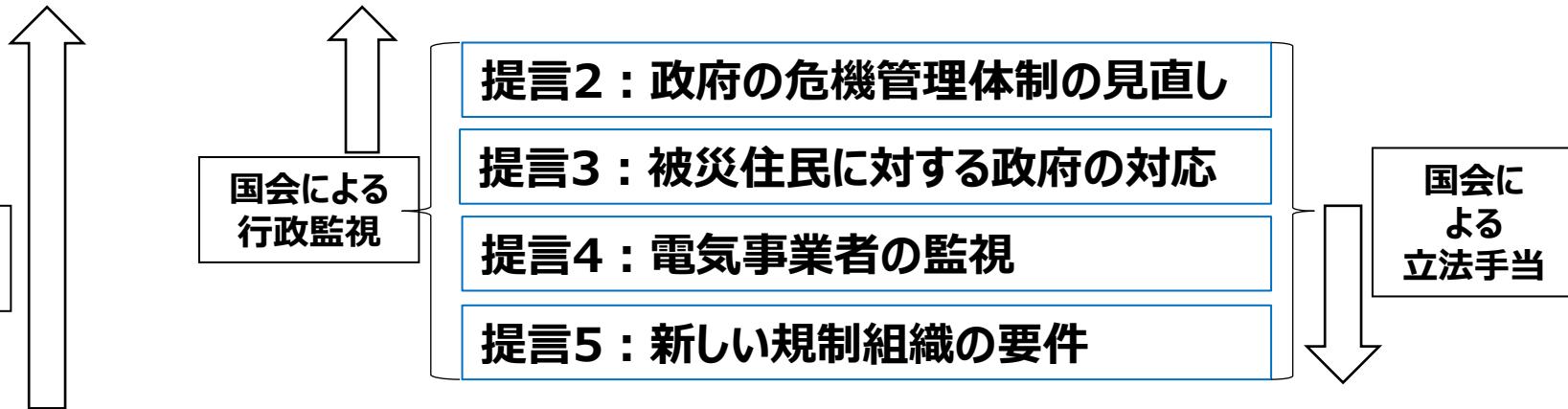
**出典：平成24年7月5日 国会事故調報告書**

# 7つの提言の構造

## 【提言1：規制当局に対する国会の監視】

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

1. この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
2. この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
3. この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う（「国会による継続監視が必要な事項」として添付）。
4. この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。



## 提言6：原子力法規制の見直し

## 提言7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、**本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等・・・について調査審議するために**、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関を設置する。

# 「実施計画」と「進捗状況の国民への公表」

## 【提言の実現に向けて】

- ここに示した 7 つの提言は、当委員会が国会から付託された使命を受けて調査・作成した本報告書の最も基本的で重要なことを反映したものである。
  - したがって当委員会は、国会に対し
    - この提言の実現に向けた「実施計画」を速やかに策定し、
    - その「進捗の状況を国民に公表」すること
- を期待する。

出典：平成24年7月5日 国会事故調報告書

# 国会（国権の最高機関、国民の代表）は どう理解し、何をしてきたか？

2011.03.11 東日本大震災  
東京電力福島原子力発電所事故発災



2011.12.08 国会事故調設置



2012.07.05 報告書提出

2012.07.06 委員会解散

2013.01.28 衆議院原子力問題調査特別委員会設置

2013.04.08 衆議院原子力問題調査特別委員会（森英介委員長）  
第一回委員会（元委員参考人招致）

2017.05.25 衆議院原子力問題調査特別委アドバイザリーボード設置



生成AI曰く  
「かなりの時間が経過していますね。  
時間の流れは早いものです。」

いまここ

(衆院)  
(参院)

.....

.....

実施計画の議論は、実質的に皆無

20250515 アドバイザリーボード会員 石橋  
哲 提出資料

2025/5/15

10

出典：石橋作成

意図的な

# 「無意識の暴力」

ふりをする

出典：石橋作成

# 今後の委員会の議論のあり方について

## ■ まず求められるのは、実施計画策定の議論

2017年5月の特別委員会設置以来、**実質的に皆無。**

## ■ 想定される原因

1.目的の喪失

2.議論の在り方

出典：石橋作成

## 1. 特別委員会の目的の再確認

1. **立法活動の活性化** ← 特別委は法案審議を予定しない

2. **行政監視活動の活性化**

1. 目的：「規制の虜」の再現を阻止すること

2. 想定される活動：行政監視・政策提言・報告・決議作成

3. **立法府主導による原子力政策に関する社会的合意形成**

## 2. 特別委員会の議論の在り方の見直し

計画策定議論の実現には、参考例等から、検討要。

### 【計画策定を可能とする審議の在り方参考事例】

※参議院における調査会

【特徴】活動期間3年（任期6年）、報告書作成提出、**立法勧告権・公聴会開催権限有**

※衆議院選挙制度に関する調査会

【特徴】活動期間1年7か月、**議長からの諮問・調査会事務局報告**に対する審議

※衆参 情報監視審査会

【特徴】調査審査経過結果を記載した報告書の議長提出・公表、**工程表策定**

出典：石橋作成

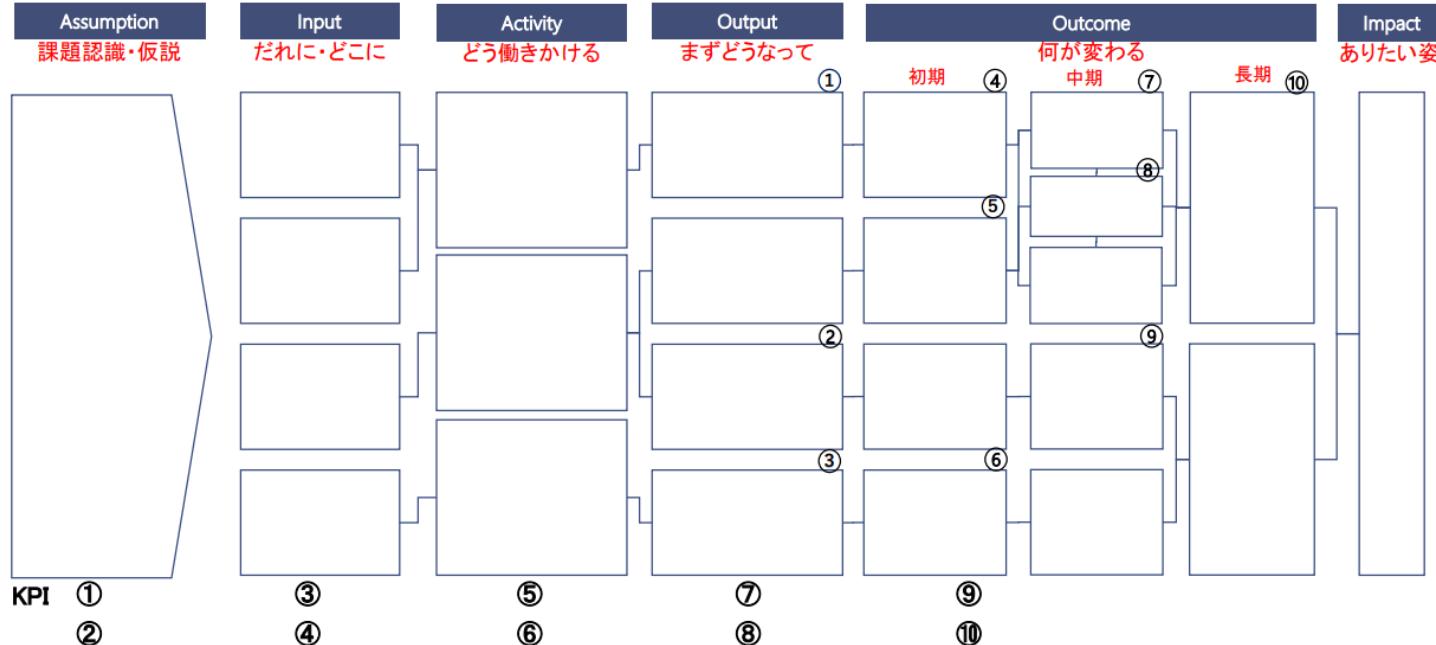
# 実施計画の策定に向けて①

## 実施計画策定における留意点①

- 行政の「無謬性神話」からの脱却／アジャイル型政策形成・評価に向けたロジックモデルの共有

### ロジックモデルの様式

- また、ロジックの整理・明確化には、「誰に・どこに」に着目する様式の活用も有用です。



(出所) 亀井善太郎「第12回～第15回府省庁横断勉強会（EBPMワークショップ）用テンプレート」（2022年8月10日、23日、25日、30日）を一部改変し、内閣官房行政改革推進本部事務局作成 60

出典：EBPMガイドブック Ver1.2（令和5年4月3日公表）<https://www.gyoukaku.go.jp/ebpm/shien/index.html>

# 「実施計画」策定に向けて②

## 実施計画策定における留意点②

### ■ ガントチャート化による、モニタリング可能性確保の必要

#### ガントチャート テンプレート

Smartsheet  
からのヒント →

タイムラインを視覚的に表すことがで  
各タスクについての詳細やプロジェク

WBS番号	タスクのタイトル	タスクオーナー	開始日	期限	期間	タスク完了率	フェーズ 1												フェーズ 2			
							第1週			第2週			第3週			第4週			第5週			
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水
<strong>1 プロジェクトの概念化と開始</strong>																						
1.1	プロジェクト憲章	オーナー名	18年3月12日	18年3月15日	3	100%																
1.1.1	プロジェクト憲章の修正	オーナー名	18年3月15日	18年3月16日	1	100%																
1.2	リサーチ	オーナー名	18年3月15日	18年3月21日	6	90%																
1.3	予測計画	オーナー名	18年3月16日	18年3月22日	6	40%																
1.4	ステークホルダー	オーナー名	18年3月18日	18年3月22日	4	70%																
1.5	ガイドライン	オーナー名	18年3月19日	18年3月22日	3	60%																
1.6	プロジェクトの開始	オーナー名	18年3月23日	18年3月23日	0	50%																
<strong>2 プロジェクトの定義と計画</strong>																						
2.1	スコープと目標の設定	オーナー名	18年3月24日	18年3月28日	4	22%																
2.2	予算	オーナー名	18年3月29日	18年4月2日	3	16%																
2.3	コミュニケーション計画	オーナー名			0	0%																
2.4	リスク管理	オーナー名			0	0%																
<strong>3 プロジェクトの立ち上げと実施</strong>																						
3.1	進捗管理	オーナー名			0	0%																
3.2	KPI	オーナー名			0	0%																
3.3	監査	オーナー名			0	0%																

出典 Googleスプレッドシート「ガントチャート例」 <https://docs.google.com/spreadsheets/u/0/?tgif=d>

# 「意図的な無意識のふりをする暴力」の一つの帰結



出典：テラダモケイ「1/100建築模型用添景セット No.39 忠臣蔵・松の廊下編」

[https://www.teradamokei.jp/product/tenkei/1100/1100-no39.html?fbclid=IwY2xjawJbMHJleHRuA2FlbQlxMQABHSjSkeGMka4paODHLKmuQMURJfXso6a9xA0-gc6TO7ozUUrQGPw1fM7xaQ\\_aem\\_kdPYPoQ5armBnGGPitEyAA](https://www.teradamokei.jp/product/tenkei/1100/1100-no39.html?fbclid=IwY2xjawJbMHJleHRuA2FlbQlxMQABHSjSkeGMka4paODHLKmuQMURJfXso6a9xA0-gc6TO7ozUUrQGPw1fM7xaQ_aem_kdPYPoQ5armBnGGPitEyAA)

紀元前399年（いまから2424年前）

# ソクラテスの弁明 クリトン

プラトン著

久保 勉訳



自己の所信を力強く表明する法廷のソクラテスを描いた「ソクラテスの弁明」、不正な死刑の宣告を受けた後、国法を守って平静に死を迎ようとするソクラテスと、脱獄を勧める老友クリトンとの対話よりなる「クリトン」。ともにプラトン（前427-347年）初期の作であるが、芸術的にも完璧に近い筆致をもつて師ソクラテスの偉大な姿を我々に伝えている。



青 601.1  
岩波文庫

よき友よ、

アテナイ人でありながら、  
もっとも偉大にしてかつその智恵と偉力との故に  
その名最も高き市の民でありながら、

出来得る限り多量の蓄財や、  
また名聞や栄誉のことのみを念じて、  
かえって、  
智見や真理やまた自分の靈魂を出来得るかぎり  
善くすることなどについては、少しも気にかけず、  
心を用いもせぬことを、

君は恥辱と思わないのか

出典：ソクラテスの弁明・クリトン 岩波文庫